

南北線シェルター耐震改修工事実施設計に係るプロポーザルを実施するので、下記のとおり告示する。

令和 2 年（2020 年）1 月 27 日

札幌市交通事業管理者  
交通局長 浦田 洋 印



記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 - 1  
札幌市交通局高速電車部施設課  
電話(011)896-2747

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名  
南北線シェルター耐震改修工事実施設計
- (2) 成果品の納入場所  
上記 1 のとおり
- (3) 業務内容  
南北線シェルター耐震改修工事に係る実施設計を行う。
- (4) 履行期限  
契約締結の日から令和 4 年 3 月頃まで

3 参加資格

- (1) 参加者に求められる資格要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - イ 平成 31・32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」等級「A」の名簿区分で登録されていること。
  - ウ 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日交通事業管理者決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - エ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
  - オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - カ 延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物に係る耐震改修工事の実実施設計業務（平成 16 年 4 月 1 日以降に業務が完了し、引渡し済みのものに限る。）において、元請として履行実績を有すること。
  - キ (2) に掲げる業務従事者を配置できること。
- (2) 業務従事者の資格等
  - ア 総括責任者（業務全体を総括する役割を担う方）及び主任技術者（その分担業務を総括する役割を担う方）は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
  - イ 総括責任者及び主任技術者は、参加表明する組織と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - ウ 総括責任者と主任技術者は、兼任しないこと。
- (3) 重複してプロポーザルに参加する場合  
同日付で公示した「南車両基地耐震改修工事実施設計業務」及び「東車両基地耐震改修及び設備改良工事に係る基本設計・実施設計業務」と重複して参加することができる。  
なお、上記業務の設計者に選定された者も審査の対象となる。

#### 4 手続等

- (1) プロポーザル説明書の交付  
令和2年1月27日(月)から札幌市交通局ホームページにて公開
- (2) 担当部局・提出先  
上記1のとおり
- (3) 事務等取り扱い日時  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時45分から午後5時15分までとします。
- (4) 全体日程

ア 質問書の提出期限	<u>令和2年2月5日(水)正午まで</u>
イ 質問書に対する回答	<u>令和2年2月12日(水)送付予定</u>
ウ 参加表明書・技術提案書の提出期限	<u>令和2年2月21日(金)正午まで</u>
エ 選定委員会1次審査結果・2次審査(ヒアリング)実施要領送付	<u>令和2年3月10日(火)送付予定</u>
オ 2次審査(ヒアリング)	<u>令和2年3月19日(木)実施予定</u>
カ 設計者の選定等通知	<u>令和2年3月24日(火)送付予定</u>
キ 評価内容等(1次・2次審査)に関する質問書の提出期限	<u>令和2年3月27日(金)正午まで</u>
ク 評価内容等(1次・2次審査)に関する質問書に対する回答	<u>令和2年3月30日(月)送付予定</u>

#### 5 選定方法

- (1) 1次審査(書類審査)  
提出された技術提案書を選定委員会により書類審査する。
- (2) 2次審査(ヒアリング)  
選定委員会においてヒアリングを実施し、1次審査と併せて採点する。この2次審査により、入選者を選定する。

#### 6 その他

- (1) 言語・通貨  
手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (2) 失格要件となる場合  
以下の条件のいずれかに該当する場合には、選定委員会において審査の上、失格となることがあります。
  - ・ 技術提案書に虚偽の記載がある場合
  - ・ 選定中に、技術提案書に記載された総括責任者が担当できないことが明らかになった場合
  - ・ 選定後に、技術提案書に記載された総括責任者が極めて特別な場合(死亡、入院等)を除き担当できないことが明らかになった場合
  - ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ・ 選定中に札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月31日交通事業管理者決裁)に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法(昭和27年法律第172号)による更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
  - ・ その他、選定委員会において不適切と認められた場合
- (3) 受注資格の喪失  
当該業務を受注した建設コンサルタント(協力を受ける他の建設コンサルタントを含む。)等が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、当該業務に係る工事の入札に参加し又は本件工事を請け負うことはできません。

(4) その他

- 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出に係る費用については、参加者の負担とします。
- 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格するとともに、虚偽の記載をした者に対して当局が行う入札への参加停止を行うことがあります。
- 発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。
- 原則として、プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立ち入り等は禁止します。